

有料老人ホーム施設長
サービス付き高齢者向け住宅管理者 } 様

大 阪 府 知 事

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における
高齢者虐待の未然防止等に向けた取組みについて（通知）

日頃から、高齢者福祉行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、最近、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待の事案等が数多く報道されていますが、利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設等において、このような重大な事案が発生していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であります。

つきましては、下記の点に留意いただき、高齢者虐待の未然防止等に向けた取組みを一層強化していただくようお願いします。

記

1 基本的な考え方

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないことです。養介護施設従事者等が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないということを十分に理解することが不可欠です。

2 高齢者虐待を未然防止のための取組み（施設長等の責務）

- ・ 職員の勤務状況、労務環境、入所者への処遇状況の適切な把握
- ・ 高齢者虐待防止に向けた運営方針の明確化と各従業者間での方針の共有
- ・ 高齢者虐待防止（身体拘束廃止）のための組織的な取組みの徹底
- ・ 施設長等によるメンタルヘルスに配慮した職員面談の実施等の適切な労務管理
- ・ 介護技術・知識向上（認知症を含む。）のための職員研修の実施
- ・ 高齢者及び家族からの適切な苦情処理のための体制の整備

3 虐待事案の早期発見のための取組み

高齢者虐待への対応は、虐待を直ちに発見し、高齢者の安全を確保するため、できるだけ早い段階から、高齢者虐待の対応の窓口（市町村）に情報が提供されなければなりません。

「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」では、虐待事案の早期発見のために以下の規定がありますので、改めて、職員への周知徹底をお願いします。

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合における市町村への通報義務（法第 21 条第 1 項）
- ・通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（法第 21 条第 7 項）

4 事故発生防止のための取組み

- ・事故原因の調査及び情報の共有化、並びに再発防止のための組織的な取組みの徹底
- ・事故発生防止のための職員研修の実施
- ・平成 24 年 5 月 25 日付け、厚生労働省・国土交通省の事務連絡「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」等に基づく各所管庁（府・市等）への事故報告書の提出の徹底

5 サービス付き高齢者向け住宅における状況把握サービスの提供について

今般、大阪府内のサービス付き高齢者向け住宅において、必須サービスである状況把握サービスが提供されていなかったことにより、入居者が死亡後数日経って発見されるという報道があったところです。

各住宅においては、同様の事案が発生しないよう、適正な状況把握サービスの実施に万全を期していただくようお願いします。

なお、状況把握サービスの提供については、本年 4 月から規則（※）が改正され、毎日一回以上、提供することとされているのでご留意願います。

※国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

【サービス付き高齢者向け住宅担当】

大阪府 住宅まちづくり部 都市居住課
安心居住推進グループ

TEL : 06-6210-9711

FAX : 06-6210-9712

E-mail : kyojukikaku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

【有料老人ホーム・

サービス付き高齢者向け住宅担当】

大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課
施設指導グループ

TEL : 06-6944-2675

FAX : 06-6944-6670

E-mail : koreikaigo-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp